

概要版

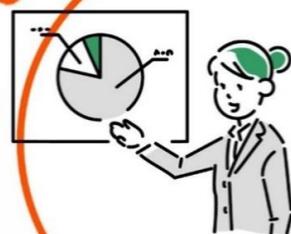


第3次

苅田町

男女共同参画

行動計画



わたしとあなたの生き方を
認め合い、支え合い、
未来につながるまち
かんだ



令和5年3月



計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本町では、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してこれまでに様々な取り組みを進めています。

本計画は、本町の男女共同参画に関する施策を体系化して総合的かつ効果的な施策展開を行い、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的として策定するものです。

2 計画の性格

(1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画、苅田町男女共同参画推進条例の第12条に基づく男女共同参画に係る基本的な計画です。

「基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり」はDV防止法に、「基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり」は女性活躍推進法に基づく市町村基本計画及び市町村推進計画です。

(2) 「第5次苅田町総合計画前期基本計画」における男女共同参画推進に関する分野別計画として、総合計画や他の関連計画との整合性を図ります。また、SDGsの理念を踏まえて取り組みます。

(3) 「苅田町男女共同参画審議会」の審議を受け、審議会との連携のもと、町民の考えや意見を尊重して策定しました。行政・町民・地域・事業主等が協働し、本町の男女共同参画のまちづくりを推進するための総合的な指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）までの10年間とします。計画の推進状況を適宜、把握・点検しながら、社会経済情勢の変化や国の施策等の変化を考慮し、中間年度である2027年度（令和9年度）に計画の見直しを行います。

2023年 令和5年	2024年 令和6年	2025年 令和7年	2026年 令和8年	2027年 令和9年	2028年 令和10年	2029年 令和11年	2030年 令和12年	2031年 令和13年	2032年 令和14年
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

前期計画期間

後期計画期間

推進状況を適宜、把握・点検

4 計画の将来像

本計画では、個人が性別にとらわれずに自分自身が決めた人生を生き、それをお互いが尊重しながら、それぞれの夢や希望を実現できる苅田町をつかっていくために、将来像を以下のように定めています。



わたしとあなたの生き方を認め合い、
支え合い、未来につながるまち かんだ



計画の体系

★は重点的取り組み

計画の将来像

私とあなたの生き方を認め合い、支えあい、未来につながるまち かんた

基本目標	施策の方針	取組の方向	
I 男女が互いに尊重し合う意識づくり	男女共同参画に関する理解の浸透	(1) 男女共同参画に関する学習・啓発の充実 (2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供	
	男女共同参画教育の推進	(1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進 (2) 教育・保育へ携わる者への啓発の推進	
II 男女が対等に参画するまちづくり	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進 ★ (2) 女性の人材育成 ★	
	地域活動や様々な分野における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の促進 (2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進 ★	
III 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり 荻田町DV対策基本計画	DVの防止及び被害者の支援	(1) DVの未然防止のための取り組みの推進 ★ (2) DV相談体制の充実 ★ (3) DV被害者保護対策の充実 ★ (4) DV被害者の自立支援 ★	
	性に関するあらゆる暴力の根絶	(1) 性暴力の防止と被害者の支援 ★ (2) セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策の充実 ★	
	生涯にわたる心身の健康づくり	(1) リプロダクティブ・ヘルス&ライツについての理解・知識の浸透 (2) ライフステージに配慮した男女の健康支援	
	様々な人々への支援	(1) ひとり親家庭への支援の充実 (2) 男女共同参画の視点に立った高齢者への支援の充実 (3) 男女共同参画の視点に立った障がい者への支援の充実 (4) 困難を抱える人々への支援の充実	
		ワーク・ライフ・バランスの推進及び女性活躍の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進及び女性活躍の啓発推進 ● (2) 仕事と子育ての両立支援の充実 ● (3) 仕事と介護の両立支援の充実 ●
			(1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保 ● (2) 職場での様々なハラスメントの防止 (3) 女性の就労・起業支援の充実 ●
荻田町女性活躍推進計画		労働場における男女共同参画の推進	(1) 職員の男女共同参画に関する意識の向上 (2) 荻田町特定事業主行動計画の推進 ● (3) 計画の推進 (4) 推進体制の充実
	計画推進のための取り組み		

●女性活躍推進法関係

男女が互いに尊重し合う意識づくり

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず一人ひとりの多様な個性や生き方が尊重されなければなりません。

町民、事業所、地域団体などが男女共同参画社会への理解を深めるよう、男女共同参画社会の形成を推進する意識づくりに向けて啓発や情報提供を行います。子どもたちが、性別にとらわれず個性を育み、将来を選択できるよう、学校での男女平等教育を進めます。

1 男女共同参画に関する理解の浸透

(1)男女共同参画に関する学習・啓発の充実

- 男女共同参画に関する講座等の開催

(2)男女共同参画に関する情報の収集・提供

- 町民等に対する情報提供



2 男女共同参画教育の推進

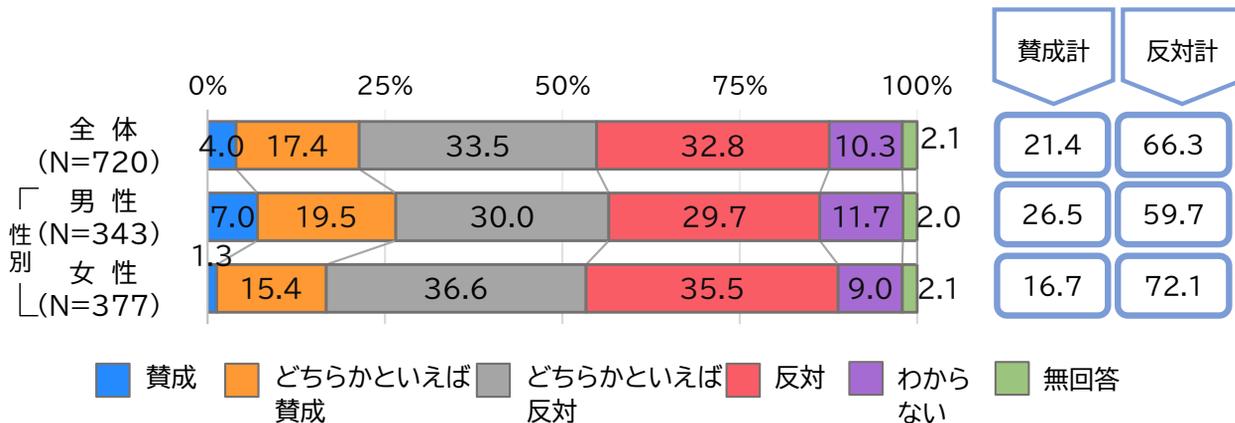
(1)成長に応じた男女共同参画教育の推進

- 男女共同参画を推進する家庭教育支援
- 幅広い進路選択を可能にする教育の推進
- 学校における男女平等教育の推進

(2)教育・保育へ携わる者への啓発の推進

- 教職員・保育士等への啓発と情報提供

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について



(令和3年町民意識調査)

男女が対等に参画するまちづくり

多様な視点を町政や地域活動に反映させることは、男女共同参画社会の実現や地域の活性化につながります。多様な人が政策や方針の立案など意思決定の場に積極的に加わるよう、リーダーとなる女性の育成や、地域活動における女性の参画を推進します。防災や災害対応にも男女共同参画の視点を反映させることができるよう取り組むとともに、平時から地域での男女共同参画を推進します。

成果指標

町審議会・委員会における女性委員の割合
(地方自治法第202条の3に基づくもの)

31.0%  40.0%

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進

- 審議会・委員会等への女性委員の登用

(2) 女性の人材育成

- 女性の参画意識の向上
- 女性人材の発掘と育成



苅田町の審議会における女性委員割合の推移

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
委員 総数	351	361	373	380	375	364
女性 割合	30.5%	27.7%	25.7%	24.2%	24.3%	31.0%

成果指標

防災士の女性割合

16.1%  40.0%

2 地域活動や様々な分野における男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の促進

- 各種団体等における男女共同参画の促進
- 地域活動等役員への女性の参画の促進

(2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

- 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策

男女が健康で安心して暮らせる環境づくり

荊田町DV対策基本計画

人権が尊重され、安心・安全に暮らす権利が保障されることは、男女共同参画社会の根幹を成します。ドメスティック・バイオレンス（DV）など、性に関する暴力や人権侵害の防止を図るとともに、被害者への相談支援などDV対策に総合的に取り組みます。性差やライフステージに応じたきめ細やかな健康支援を実施します。高齢者、障がい者、ひとり親家庭や外国人住民、セクシュアル・マイノリティの人など、すべての人の人権が尊重されるよう、啓発や支援を行います。

1 DVの防止および被害者の支援

- (1)DVの未然防止のための取り組みの推進
 - 若年層などへの教育、啓発 など
- (2)DV相談体制の充実
 - 情報提供や相談窓口の周知
 - 相談体制と連携体制の充実 など
- (3)DV被害者保護対策の充実
 - 被害者の早期発見のための啓発 など
- (4)DV被害者の自立支援
 - 被害者等の個人情報の保護 など

2 性に関するあらゆる暴力の根絶

- (1)性暴力の防止と被害者の支援
 - 性犯罪など被害防止に向けた啓発
 - 性暴力被害者への支援
- (2)セクハラ等の防止と対策の充実
 - セクハラ等の防止のための啓発 など

成果指標

「かんだ女性ホットライン」について「言葉も内容も知っている」人の割合

23.1%  35.0%

3 生涯にわたる心身の健康づくり

- (1)リプロダクティブ・ヘルス&ライツについての理解・知識の浸透
 - リプロに関する教育・啓発
 - 年代に応じた性教育 など
- (2)ライフステージに配慮した健康支援
 - 主体的に取り組む健康づくり など



4 様々な人々への支援

- (1)ひとり親家庭への支援の充実
 - 経済的支援などの制度の周知 など
- (2)男女共同参画の視点に立った高齢者への支援の充実
 - 高齢者の社会参画の推進 など
- (3)男女共同参画の視点に立った障がい者への支援の充実
 - 障がい者の社会参加の推進 など
- (4)困難を抱える人々への支援の充実
 - 外国人住民の女性への生活支援
 - 経済的困難を抱える女性への支援
 - 性の多様性への理解の浸透

男女が自立した共生の社会づくり

荊田町女性活躍推進計画

男女が共に職場等で個性や能力を発揮できる機会を確保するとともに、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現できるよう取り組む必要があります。町民や事業所へ男女雇用機会均等法などの法制度に関する情報提供を行うとともに、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスの重要性について啓発します。仕事と子育てや介護との両立支援や、男性の家事育児参画促進、女性の就労や起業に向けた支援を行います。

I ワーク・ライフ・バランスの推進及び女性活躍の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進及び女性活躍の啓発推進

- ワーク・ライフ・バランスについての町民への啓発
- ワーク・ライフ・バランス推進事業所の表彰 など

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

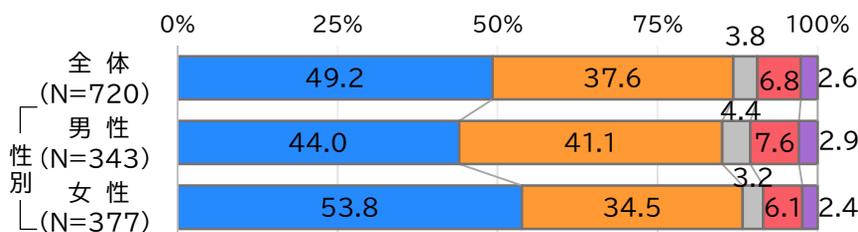
- 男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援

(3) 仕事と介護の両立支援の充実

- 男女共同参画の視点に立った仕事と介護等の両立支援



男性が育児休業・介護休業制度を活用することについて



■ 積極的に活用すべきである
 ■ なるべく活用すべきである
 ■ 活用しなくてよい
 ■ わからない
 ■ 無回答

(令和3年町民意識調査)

2 労働の場における男女共同参画の推進

(1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保

- 法律や条例についての周知
- 事業所や各種団体への啓発 など

(2) 職場での様々なハラスメントの防止

- 様々なハラスメント防止のための事業所への啓発

(3) 女性の就労・起業支援の充実

- 女性の就労・再就労、起業等に関する情報提供
- 女性の就労・起業に関する講座の開催



苅田町男女共同参画推進条例 8つの基本理念

1. 人権の尊重

「男だから、女だから」ということで、活動の場を制限されることなく、一人ひとりが個人として尊重され、その能力を発揮できるようにしましょう。

2. 社会における制度または慣行についての配慮

男はこうあるべき、女はこうあるべきというこれまでのしきたりや慣習にとらわれず、一人ひとりがどのような生き方をするかを自ら選択できるように配慮しましょう。

3. 施策等の立案及び決定への共同参画

すべての人が社会の対等なパートナーとして、様々な分野における方針の立案や決定の場に共同で参画できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人が互いに協力して子育てや介護をしながら、それぞれの職場活動や地域活動をできるようにしましょう。

5. 男女平等教育の推進

家庭、地域、学校、職場その他あらゆる場所で、人権や男女平等の意識が浸透し、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われるようにしましょう。

6. 男女の性についての理解と健康の確保

すべての人が男女の互いの性を理解しあうとともに、安全な妊娠・出産ができるようにし、生涯を通じて身体的にも社会的にも健康な生活を送ることができるようになります。

7. 性による人権侵害の根絶

セクハラや DV などの暴力や虐待、他の人を不快にさせる性的な言動を、その背景を認識し、根絶されるよう配慮しましょう。

8. 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会に共通する課題です。国際的な取り組みと歩調を合わせながら進めていきましょう。

女性のための電話相談
「かんだ女性ホットライン」

093-436-4522

月曜～木曜 午前8:30～午後5:15

(祝日・年末年始を除く)

発行 苅田町 住民課 人権男女共同参画室
福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1
TEL 093-434-1958